

○グレーゾーン解消制度（26年度第1四半期）

件名	申請事業者	関係法令	概要	対応状況
未利用間伐材等 を利用した加工 炭の製造	炭化加工機等の製造・ 販売等を行う株式会社	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律等 (環境省)	①未利用間伐材等を木質チップに加工 したものが、廃棄物の処理及び清掃に 関する法律上の廃棄物に該当するか否 かの判断に係る照会 ②廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令の一部を改正する政令等の施行 について（通知）において炭化加工機 に適用される規制の解釈に係る照会	検討中